

議 事 録

第 31 回 定 例 総 会

令和2年2月10日

太田市農業委員会第31回定例総会議事録

開会日時 令和2年2月10日(月) 午後2時
閉会日時 令和2年2月10日(月) 午後3時5分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (20人)
1 藤澤武則 2 丸山 忠 3 木暮 昌弘 4 中村 博正
5 遠坂 修一 7 吉田 清和 8 牛久保 榮治 9 小林 良孝
10 糸井 敏幸 11 岡田 貴男 12 塚越 寶 13 山田 清作
15 石原 孝志 16 新井 章夫 17 清水 由紀江 18 武内 満
19 藤本 富久 20 茂木 利子 21 片亀 昌子 22 中村 薫

欠席委員 (2人)
6 藤生 博 14 高柳 章

出席職員 (6人)
富宇賀局長 北村次長 見供次長補佐 林次長補佐 青木主任
野村主事

会議に付した事項
議案第1号 農地法関係許可取消願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項
報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

太田市農業委員会憲章の唱和

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第31回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員20名、欠席の委員2名でございます。
過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは、19番 藤本富久委員 と 20番 茂木利子委員 の二人に
お願いいたします。

また、書記につきましては事務局の青木主任を指名いたします。

議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 ありません。

5 議事顛末

- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を
求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 粕川町の土地495㎡について、病気になり農地改良の計画が中
止となったため許可を取り消すものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いい
たします。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願
いいたします。
番号1番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願いま
す。
- 2番委員 議案第1号1番について、当地区協議会において許可基準チェックリ
ストに基づき調査した結果を報告いたします。
農地転用の取消願の申請です。平成30年8月に許可を得ましたが、病
気になったため取り消すものです。現地を確認したところ、未耕作地
ではありましたが、農地のままで許可相当と地区協議会では意見決定
しました。
再度のご審議をよろしくお願ひします。
- 議 長 ただいま、第4地区協議会より番号1番について報告がありましたが、
ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたしま
す。

- 議長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。
提出件数は3件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事務局 提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 只上町の土地 田 2,388 m² 外1筆 計4,849 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。
2番 東今泉町の土地 田 4,248 m² 外1筆 計4,267 m²、親が高齢のため、農地の贈与を受け、農業経営を引き継ぎたい。
3番 新田大町の土地 畑 1,201 m² 外2筆 計2,876 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。
1番から3番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
- 議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番と2番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 1番委員 まず、議案第2号1番の譲受人は、農地を取得し、経営規模を拡大したい旨の申請です。チェックリストに基づき調査したところ、譲受人は農機具等もそろっており、所有農地及び申請農地も管理はしっかりされており、他の許可基準を満たしており、許可相当と本地区協議会で判断しました。
次に、2番の譲受人は、高齢の父より農地の贈与を受け、農業経営を引き継ぐ旨の申請です。この譲受人は、今出ました2号1番と同一人であり、農地管理及び農機具、農作業の状況に問題はなく、許可基準を満たしているため、許可相当と地区協議会で意見決定しました。
以上、議案第2号の1番及び2番について再度審議のほど、お願いいたします。
- 議長 ただいま、第2地区協議会より番号1番と2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員	なし。
議長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
	番号1番と2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手 全員)
議長	全員賛成でありますので、番号1番と2番を許可とすることに決定いたします。
議長	続いて、番号3番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、第5地区協議会にも関連がありますので、あわせて報告願います。
22番委員	第4地区協議会より、基準チェックリストに基づいて調査した結果を報告いたします。
	譲受人は畜産業を営んでおり、申請地を取得し、規模拡大をしたいとのことです。昨年の9月に申請地の北側も取得しており、一体利用したいとのことで、農機具等も所有しており、許可相当と意見決定しました。
	再度のご審議をよろしく願います。
15番委員	番号3番について、当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果、現地を確認したところ、農地のため特に問題はなく、許可相当と意見決定いたしました。
	再度ご審議のほど、よろしく願います。
議長	ただいま、第4地区協議会及び第5地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委員	なし。
議長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
	番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手 全員)
議長	全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。
議長	続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
	提出件数は20件です。
	事務局より、提案をお願いいたします。

事務局

提出件数 20 件について、朗読し詳細に説明する。

1 番から 16 番及び 17 番と 18 番については隣接しており、転用目的についても同一のため、一括して提案させていただきます。

1 番から 16 番について、東今泉町の土地 計 21 筆 計 34,383 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

埋蔵文化財試掘調査として一時転用するものです。

17 番と 18 番について、新田上中町の土地 計 2 筆 計 2,209 m²、農地区分 農用地、埋蔵文化財試掘調査として一時転用するものです。

19 番 藪塚町の土地 171 m²、農地区分につきましては、「概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

20 番 大原町の土地 603 m²の内 0.23 m² 外 1 筆 計 1,809 m²の内 0.47 m²、農地区分 農用地、営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号 1 番から 16 番について、第 2 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 番委員

それでは、議案第 3 号 1 番から 16 番ですが、ご案内のとおり、関連議案に当たりますことから一括して説明いたします。

当該地は太田桐生インターチェンジの南側に位置し、1 番から 16 番まで全て隣接した区域となります。申請理由は、農地を一時転用し、埋蔵文化財の試掘調査を市教育委員会が実施主体となり行うためのもの

です。チェックリストに基づき当該区画を調査したところ、一帯は、東はインターチェンジ、西は道路、南は道路、北はインターチェンジであり、周辺農地への影響はなく、地区協議会では農地法に照らしてみても許可相当と意見決定しましたので、議案第3号1番から16番まで再度ご審議のほど、お願いいたします。

なお、この件に関して今後、市街化区域に編入予定のことや指定前に埋蔵文化財の試掘が行われるなど、ややもすると農家がプラスになるべき部分が損なわれることはないのかというような開発目線が強調されて見えてしまう感があるのではなどという意見が地区協議会において多数ありましたことを申し添えたいと思います。

また、この際、第2地区の13番委員から意見を述べたいということで、議長、発言を許可いただけますでしょうか。

議長 はい、わかりました。では、第2地区の13番委員さん、お願いします。

13番委員 今回の件で事務局のお考えをお聞きしたいと思うんですけれども、先ほど憲章を読み上げたときに、農家の人の助言とか提案をするというのが憲章に書いてあるんですけれども、今年の4月に市街化区域に編入される地域を簡単に農地として売買するのを認めていいのかどうか。農家の立場になれば、来年の4月になって売買契約を結んだほうが坪当たりにしても単価のゼロが1つ違うと思うんですが、その辺、事務局はどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思っています。

議長 それでは、事務局よりお答えいただけますか。お願いいたします。

事務局 今回の案件につきましては、大変申し訳ないですけれども、事務局としては特に民民の売買についての問題かと思っています。農業委員会憲章にあるというところでは、農地法に基づいた発言、意見なり、農家の皆さんに優先的なものをお伝えするというものはあってもいいかと思うんですが、今回の売買につきましては、ご意見は承っておきたいと考えております。事務局としての特に考えというんですか、今後の行動というのは基本的には考えておりません。よろしくお願いいたします。

議長 質問者、どうでしょうか。

13番委員 一部の人がそういう情報を握って、農家の人の立場じゃないようなこと、農地法には違反していないと思うんですけども、何かすっきりしないと思うんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。情報を持っている力の強い人だけが利益を得るというのはおかしいんじゃないかなと私は思うんですけども、農家の人の立場になれば、情報を所有者の人に、4月になったら、こうなりますと提供するのも事務局の役割ではないかと思うんですけども、ご意見をお願いします。

議長 それでは、またお願いします。

事務局 先ほど4月という話もあったかと思うんですけども、市街化区域なりの編入というのは、特に何月というのは決まったものではありません。そういった部分の情報というのは、特に農業委員会で把握している部分でもありませんし、最終的には市の都市計画なり、市のほうで決定していく部分であります。いつから市街化区域に編入されるか、その前にとか、それ以降にとというのは、農業委員会としては言える立場ではないと思っています。よろしく願いいたします。

13番委員 わかりました。

議長 ほかにご質問はございますか。

委員 なし。

議長 第2地区協議会より1番から16番について報告がありました。ほかにご質問はございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から16番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 多数)

議長 賛成多数でありますので、番号1番から16番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号17番と18番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番委員 番号17、18番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、埋蔵文化財試掘調査に伴い農地を一時転用する

案件で、現地を確認したところ、周囲は、南は道路で工場用地、東と西は道路を挟んで畑となっており、北も畑、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。
再度のご審議をお願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号17番と18番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号17番と18番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号17番と18番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号19番と20番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

5番委員 第6地区協議会で調査しました結果を報告いたします。
番号19番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地確認等の調査を行いました。申請人は、調査をしたところ、許可を得ずに昭和52年より自宅進入路及び駐車場として使用していたことが判明したため、始末書を添付し、是正をするものです。周囲は北が住宅、西は畑、南、東は道路となっています。周辺農地への支障はなく、問題ないので許可相当と意見決定いたしました。
続きまして、番号20番について、申請人は営農を継続しながら、上部に営農型太陽光発電の設置を行うことで安定した収入の確保を図りたいとのことです。下部の農地にはミョウガを作付の予定です。現地を確認したところ、周囲は、北は畑、西は道路、東は倉庫、南は鉄塔及び畑となっています。なお、申請人は別の場所で営農型の許可を受け実績もあり、特に問題はないので許可相当と意見決定いたしました。
以上、番号19番、20番について再度ご審議のほど、よろしく願います。以上です。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号19番と20番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委員 なし。

- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号19番と20番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号19番と20番を許可とすることに決定
いたします。
- 議 長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申
請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 15㎡について、一般住宅用地として計画変更す
るものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたし
ます。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番について第1地区協議会
の調査した意見結果を報告願います。
- 4番委員 1番について、当地区協議会で許可後の計画変更申請チェックリスト
に基づき調査した結果を報告いたします。
一般住宅用地として許可を受け建築したが、地目変更前に住宅を解体
したため、計画地を売却し、議案第5号1番、2番の住宅建築の進入
路の一部として使用するため売却し、権利を継承するための計画変更
申請です。現地では、南側は議案第5号1番で申請されている農地で、
その他は先月許可された宅地3件の通路用地に囲まれており、問題は
ないので許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありました
が、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は30件です。
事務局より提案をお願いいたします。
- 事務局 提出件数30件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 細谷町の土地 35 m²、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。
一般住宅用地として転用するものです。
- 2番 細谷町の土地 15 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。
- 3番 細谷町の土地 1,795 m² 外1筆 計3,655 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。
- 4番 細谷町の土地 1,076 m² 外2筆 計4,529 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。
- 5番 細谷町の土地 1,529 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には駅から300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。
太陽光発電施設用地として転用するものです。
- 6番 高林南町の土地 667 m²、農地区分 第二種、社会福祉施設用地として転用するものです。
- 7番 高林北町の土地 190 m² 外1筆 計381 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。
- 8番 高林北町の土地 1,413 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。
- 9番 由良町の土地 662 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。
- 10番 由良町の土地 610の内421.2 m²、農地区分 第二種、工事用地として一時転用するものです。

11番 別所町の土地 578 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

12番 脇屋町の土地 227 m² 外1筆 計334 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

13番 上小林町の土地 329 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

14番 東金井町の土地 48 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

15番 龍舞町の土地 317 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

16番 原宿町の土地 852 m² 外1筆 計858.61 m²、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

17番 只上町の土地 897 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

18番 尾島町の土地 1,546 m² 外1筆 計2,521 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

19番 尾島町の土地 379 m² 外1筆 計412 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

20番 世良田町の土地 578 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

21番 粕川町の土地 414 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

22番 新田木崎町の土地 385 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

23番 新田木崎町の土地 397 m² 外1筆 計1,008 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

24番 新田村田町の土地 409 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

25番 新田大町の土地 2,000 m²、農地区分は第一種です。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、

問題ないと考えます。

露天資材置場及び露天駐車場用地として転用するものです。

26番 藪塚町の土地 325 m² 外1筆 計507 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

27番 大原町の土地 1,463 m² 外1筆 計2,163 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は、原則転用不許可となりますが、「農業用施設用地として用途区分の変更が行われている農地で、農業用施設を建設する場合」には例外規定があり、問題ないと考えます。

農作業所用地として転用するものです。

28番 大原町の土地 500 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

29番 大原町の土地 4,390 m² 外1筆 計7,021 m²、農地区分は第一種です。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、一般国道または都道府県道の沿道の区域内に設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天駐車場、倉庫、事務所用地として転用するものです。

30番 大原町の土地 2,471 m²の内0.3541 m² 外1筆 計2,630 m²の内0.3638 m²、農地区分は農用地です。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から12番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番委員

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果の1番から8番までを私から報告いたします。

番号1番、2番の申請人は、申請内容は同一であり、一括して報告いたします。番号1番、2番の申請人は、太田市内の借家に家族3人で

住んでおり、資金計画も立ち、立地条件がよく、閑静で住環境に適した申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとの申請です。現地を確認したところ、申請地の南側は新築予定地であり、ほか周囲は先月に転用された通路用宅地であり、番号2番は議案4号1番で申請許可された土地であり、番号1番、2番ともに周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定しました。

番号3番、4番の譲受人及び申請内容は同一であり、譲渡人も一部重複しており、申請地も近くにあり一括して報告いたします。番号3番、4番の申請人は、太田市内で発電事業を営んでおり、太陽光発電に適地である申請地に地上権を設定し、太陽光発電施設を設置したいとの申請です。現地を確認したところ、番号3番の東側は畑、西側は宅地及び畑、南北は宅地、それから番号4番は、東側は聖川を挟んで市立太田高校、西側は一部宅地と畑、南側は田、北側は畑であり、番号3番、4番ともに周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。

続けて、番号5番の譲受人は、発電事業を営むため、太陽光発電に適地である申請地に地上権を設定し、太陽光発電施設を設置したいとの申請です。現地を確認したところ、申請地は細谷駅の東150mほどにあり、第三種農地で南側は田、北側は宅地及び一部田、東側は聖川、西側は道を挟んで耕作されていない田であり、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

引き続き、番号6番の譲受人は、社会福祉法人で住宅型有料老人ホーム、訪問看護ステーションなどを事業展開しており、新たに特別養護老人ホーム及び老人短期入居施設を設置するため、申請地を取得し、施設用地として利用したいとの申請です。現地を確認したところ、申請地は、西側は宅地、ほか南、北側と東側は●●●●●で使用していた駐車場に囲まれており、一体利用される予定であり、周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定しました。

次に、番号7番の譲受人は、運送業を営んでおり、業務拡張に伴い車両及び資材置場が不足しており、本社に近い申請地を借り受け、駐車場及び資材置場として利用したいとの申請です。現地確認では、申請地は最近転用された宅地に囲まれており、問題はなく、許可相当と意見決定しました。

引き続き、番号8番の譲受人は、現在借用している資材置場を地権者から明け渡ししてもらいたいとの請求を受け返却するため、現在の場所に近い申請地を借り受け、資材置場として利用したいとの申請です。

現地を確認したところ、申請地の東側は水路を挟んで墓地、西側は市道を挟んで宅地、南側は宅地、北側は道を挟んで宅地、申請地は麦の作付がされておりますが、耕作者との補償等の交渉はついており、周辺には農地がなく、問題はないので許可相当と意見決定しました。

1番から8番まで再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

12番委員

引き続きまして、9番から12番まで報告をさせていただきます。

まず、9番につきまして、譲受人は市内由良町にある保育園の役員を長らく務めており、保護者及び職員の駐車場が不足していることから購入することになったものです。申請地は、園の市道を挟んで西側となり、北側の従来からの駐車場と地続きになることから最適地と思え購入するものであります。現地を確認したところ、申請地の東と南は道路、西側は住宅、北側は従来からの駐車場になり、周辺農地への支障はありません。よって、許可相当と意見決定をいたしました。

続きまして10番です。譲受人は電気通信事業者で、このたび携帯電話基地局の設置工事に伴い、資材の運搬や設置作業のための工事用地としての申請地を借り受け、一時転用を申請するものです。現地を確認したところ、周囲は東が市道及び一部建設用地に接し、北側は畑、南側は市道となっております。以上の状況より、周辺農地への支障もなく、許可相当と思えます。

続きまして11番です。譲受人は市内別所町で自動車部品の製造業を営んでおり、特に●●●●●●●●●●の協力工場であります。このたび増産に伴い、従来使用している駐車場に工場を増設することになったために駐車場が不足することになり、近隣の申請地を購入し、露天駐車場にするものであります。申請地を確認したところ、西は市道、北は公衆用道路、南及び東は申請人の用地であります。よって、周辺農地への支障もなきものと思え、許可相当と意見決定をいたしました。続きまして12番です。12番は、譲受人は現在、妻の実家に住んでおりますが、以前から自分の持ち家を建築したい計画があったことから、勤務地に近い申請地を購入し、住宅を建築することになったものです。現地を確認したところ、東及び北は宅地、西は畑、南は宅地になっており、周辺農地への支障はなきものと思え、許可相当と意見決定をいたしました。

以上、報告いたしました4件の許可申請につきまして、再度ご審議をいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。以上です。

- 議長 ただいま、第1地区協議会より、番号1番から12番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 議長 番号1番から12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番から12番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号13番から17番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 13番委員 13番を報告させていただきます。
譲受人は南矢島町の貸家に居住し、会社員として働いています。資金の都合がつかしましたので、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。譲渡人は高齢のため、申請地を売却し、生活費に充たしたい。現地を確認したところ、周りは分譲地で南側は道路です。農地に支障がないので、転用が許可相当と意見決定しました。再度のご審議をお願いします。
- 9番委員 続きまして、14番、譲渡人は相続により土地を取得しましたが、遠隔地に住んでおり、不要になり売却するものです。譲受人は伊勢崎市で建設業を営んでおり、資材置場として利用を計画しております。現地調査をしたところ、現状は不耕作地であり、北側は水路を挟んで住宅、東側は宅地、南側は空き家、西側は道路を挟んで農地であり、周辺農地への影響もないことから許可相当と意見決定しました。再度のご審議をお願いします。以上です。
- 1番委員 続きまして、番号15番の譲受人は、現在婚約中であり、結婚を機に申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東と南は宅地、西は畑、北は道路となっており、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議ほど、よろしくをお願いします。
- 1番委員 次に、16番と17番について報告いたします。
まず、16番の譲受人は、発電事業を営み、当該地を取得し、太陽光発電施設を設ける申請です。チェックリストに基づき現地調査をしたところ、東は道路、西は田及び畑、南、北は宅地となっており、特段周辺農地への影響はないと判断でき、当地区協議会で許可相当と意見決

定しました。なお、保守管理については自社で行うとのことです。次に、17番の譲受人は、医療機器販売を営んでおり、事業拡大に伴い不足する社員及び来客用駐車場を確保するため、申請地を借り受け、露天駐車場として利用する申請です。チェックリストに基づき現地調査したところ、東は竹林、西は道路、南は太陽光発電施設、北は介護施設となっており、周辺には農地がなく、許可相当と地区協議会で意見決定しました。

以上、16番、17番について再度ご審議をお願いいたします。

議長 ただいま、第2地区協議会より、番号13番から17番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号13番から17番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号13番から17番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号18番から21番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

22番委員 番号18番について、太陽光発電用地としての申請です。当地区協議会において許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。譲受人は、発電業を営んでおり、申請地を取得し、太陽光発電パネルを設置したいとのことです。現地を確認したところ、西は道を挟んで未耕作地、北も未耕作地、東は住宅が建っています。南は太陽光発電が立地されており、周囲には影響はないものとし、許可相当と意見決定しました。

続きまして19番、一般住宅用地としての申請です。譲受人は借地に住んでおり、子どもが生まれ手狭になったため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、西は未耕作地、北は道路を挟んで太陽光発電用地としての土地です。南、東は譲渡人の畑、周囲には影響がなく、許可相当と意見決定しました。

続きまして20番、太陽光発電用地としての申請です。譲受人は玉村に住んでおり、申請地を取得し、太陽光発電を設置したいとのことです。現地を確認したところ、東、南、北は住宅、西は道路になっており、

周囲に農地もないため許可相当と意見決定しました。

21番、分家住宅用地としての申請です。譲受人は妻の実家に住んでおり、手狭になったため、申請地を母から借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南と西は住宅、北と東は母親の未耕作地の畑となっており、周囲に影響もないため、許可相当と意見決定しました。

18番から21番まで、再度のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、第4地区協議会より、番号18番から21番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号18番から21番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号18番から21番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号22番から25番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員 22番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は現在借家に住んでおり、資金の都合もついため、妻の実家に近い申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとのことです。現地を確認したところ、周囲は、北は道路、東は畑、南は太陽光発電施設、西は住宅になっており、周囲農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。

続きまして、23番について、譲受人は発電事業を営んでおり、太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電パネルを設置したいとのことです。現地を確認したところ、周囲は住宅地と畑になっており、東側は水路になっております。周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

19番委員 番号24番について報告いたします。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は借家に住んでおり、住環境に適した申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北側は宅地、東側は

道路、西側、南側は農地となっておりますが、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

15番委員

番号25番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は業務拡張に伴い資材置場が不足するので、会社に近い申請地を露天資材置場として借り受けるものです。現地を確認したところ、新田暁高校に隣接する西側の農地ですが、会社から50mほどのところにあり、高校との間には緩衝帯を設置し、支障のないような計画が立てられております。北と南は道路のため、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

番号22から25番について、再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、第5地区協議会より、番号22番から25番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号22番から25番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 多数)

議長

賛成多数でありますので、番号22番から25番を許可とすることに決定いたします。

議長

続いて、番号26番から30番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

5番委員

第6地区協議会で調査しました結果を報告いたします。

番号26番から30番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地確認等の調査を行いました。

番号26番について、譲受人は実家に住んでおり、結婚に伴い、申請地を父から借り受け、自己の住宅を建築するものです。周囲は北が住宅、西、南が道路、東は進入路となっております。周辺農地への支障はなく、問題はないので許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、番号27番について、譲受人は家族とともに農業を営んでいます。作物は主に枝豆とホウレンソウです。このほど業務拡大のため、申請地を父から借り受け、農作業所を建築したく申請するものです。周囲は西、南が道路、東は父親のハウス、北は住宅及び畑となつ

ております。なお、隣接土地所有者より同意書も添付されております。よって、周辺農地への支障はなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、番号 28 番について、譲受人は借家に住んでおり、申請地を父から借り受け、自己の住宅を建築するものです。周囲は、西は畑、北、南、東は道路となっています。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

17番委員

29 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は運送業を営んでおり、事業拡大に伴い、申請地を事務所、倉庫、露天駐車場として利用するものです。この土地は北関東自動車道から 1 km の位置にあり、当営業所が北側に隣接しているものです。譲渡人は後継者もなく、農地管理に苦慮していたものです。現地を確認したところ、北側は譲受人の営業所、西側は譲渡人の自宅と道路、南と東は道路、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

5番委員

続きまして、番号 30 番について、譲受人は営農を継続しながら、上部に営農型太陽光発電の設置を行うことで安定した農業経営を図りたいとのことです。下部の農地にはミョウガを作付する予定です。周囲は北、南が畑、西、東は道路となっています。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

以上、番号 26 番から 30 番について、再度ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。以上です。

議長

ただいま、第 6 地区協議会より、番号 26 番から 30 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 26 番から 30 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号 26 番から 30 番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000 m²を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可証の交付につきましては太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取り扱いの結果につきましては、来月の定例総会で報告することといたします。

議 長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月農業会議に意見聴取した1月分の許可証の取り扱いにかかわる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。
太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取り扱いをいたしましたので、報告いたします。

議 長 続いて、報告第2号から第5号まで、一括して事務局より報告を求めます。

事 務 局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、3件提出されております。
内訳につきましては、田のみ計3筆、計919.00㎡となっております。
いずれの内容につきましては記載のとおりです。
続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、13件提出されております。
内訳につきましては、18ページをごらんください。田8筆4,486.889㎡、畑11筆3,468.000㎡、計19筆7,954.889㎡となっております。
いずれの内容につきましては記載のとおりです。
続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は13件となっております。
内容につきましては記載のとおりです。
続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は10件となっております。
それぞれの内容につきましては記載のとおりです。
以上、報告させていただきます。

議 長 ただいまの太田市農業委員会会長専決規程による報告と専決処分等について、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 質問等もないようなので、以上で第31回定例総会を終了します。
長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 令和2年2月10日（月） 午後3時5分